

平成20年 No. 4

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）等の施行に伴い附属学校に新しい職（副校長，主幹教諭）を置くこと及び附属学校の規定順を変更すること，並びに附属学校に栄養教諭を置くこと，その他の所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 3 月 5 日 教育研究評議会 審議・承認

（「副校長等の設置に伴う学則等の一部改正について」）

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成20年3月6日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年学則第1号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月6日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第11号

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）及び東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）等の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （附属学校） 第11条 本学に次の附属学校を置く。 （1）<u>附属幼稚園</u> （2）附属世田谷小学校 （3）附属小金井小学校 （4）附属大泉小学校 （5）附属竹早小学校 （6）附属世田谷中学校 （7）附属小金井中学校 （8）附属竹早中学校 （9）附属高等学校 （10）附属国際中等教育学校 （11）附属特別支援学校 2 附属学校に関する規程は、別に定める。 〔省略〕 （職員） 第13条 本学に副学長，教授，准教授，講師，助教，<u>副校長（幼稚園にあつては副園長）</u>，<u>主幹教諭</u>，教諭，養護教諭，<u>栄養教諭</u>，事務職員及びその他の職員を置く。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成20年3月6日から施行する。ただし、改正後の第13条の規定は、平成20年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （附属学校） 第11条 本学に次の附属学校を置く。 （1）附属世田谷小学校 （2）附属小金井小学校 （3）附属大泉小学校 （4）附属竹早小学校 （5）附属世田谷中学校 （6）附属小金井中学校 （7）附属竹早中学校 （8）附属高等学校 （9）附属国際中等教育学校 （10）附属特別支援学校 （11）<u>附属幼稚園</u> 2 附属学校に関する規程は、別に定める。 〔省略〕 （職員） 第13条 本学に副学長，教授，准教授，講師，助教，<u>教頭</u>，教諭，養護教諭，事務職員及びその他の職員を置く。 〔省略〕

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：学校教育法の一部改正に伴い、附属学校に新しい職を置くこと、その他の所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
目次 第3章 学期及び休業日（第10条―第11条の2） 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部（第33条―第35条の2） 第1章 総則 〔省略〕 （附属学校の目的） 第2条 附属学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて、それぞれ学校教育を行い、学部・大学院等における児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の教育又は保育に関する研究に協力し、及び学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。 第2章 教育活動 （教育課程の編成） 第3条 附属学校の教育課程は、校長（幼稚園にあつては、園長。以下<u>同じ。</u>）がこれを編成する。 2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。 (1) <u>教育の目標及び</u>当該年度における教育指導の重点 (2) 年間及び月ごとの授業日数並びに主要行事 (3) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間数並びにそれらの月又は週ごとの年間配分 (4) 授業開始の時刻及び単位時間の長さ (5) 日課表 〔省略〕 （出席停止） 第6条 附属小学校長、附属中学校長又は附属国際中等教育学校長は、児童又は生徒（ただし、附属国際中等教育学校にあつては、前期課程に在学する生徒に限る	目次 第3章 学期及び休業日（第10条・第11条） 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部（第33条―第35条） 第1章 総則 〔省略〕 （附属学校の目的） 第2条 附属学校は、教育基本法（<u>昭和22年法律第25号</u>）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて、それぞれ学校教育を行い、学部・大学院等における児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の教育又は保育に関する研究に協力し、及び学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。 第2章 教育活動 （教育課程の編成） 第3条 附属学校の教育課程は、校長（幼稚園にあつては、園長。以下「<u>校長</u>」という。）がこれを編成する。 2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。 (1) 当該年度における教育指導の重点 (2) 年間及び月ごとの授業日数並びに主要行事 (3) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間数並びにそれらの月又は週ごとの年間配分 (4) 授業開始の時刻及び単位時間の長さ (5) 日課表 〔省略〕 （出席停止） 第6条 附属小学校長、附属中学校長又は附属国際中等教育学校長は、児童又は生徒（ただし、附属国際中等教育学校にあつては、前期課程に在学する生徒に限る

。）が性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあり、学校教育法第35条第1項の規定に準じて出席停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかに学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申し出を受けたときは、その対象となる児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

〔省略〕

第3章 学期及び休業日

〔省略〕

(休業日)

第11条 〔省略〕

2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

4 校長は、前2項の規定により休業日の変更等を行ったときは、学長に報告しなければならない。

(臨時休業)

第11条の2 学長は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

第4章 職員組織等

第1節 職員

(附属学校の職員)

第12条 各附属学校に、次に掲げる職員を置く。

(1) 校長

(2) 副校長（幼稚園にあつては、副園長。以下同じ。）

(3) 主幹教諭

(4) 教諭

(5) 養護教諭

(6) 栄養教諭（小学校及び特別支援学校に限る。）

(7) 司書教諭（幼稚園を除く。）

(8) 事務職員

(9) その他必要な職員

。）が学校教育法第26条（同法第40条において準用する場合を含む。）第1項の規定に該当し、出席停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかに学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申し出を受けたときは、その対象となる児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

〔省略〕

第3章 学期及び休業日

〔省略〕

(休業日)

第11条 〔省略〕

2 校長は、必要がある場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 校長は、前2項に規定するもののほか、非常変災、伝染病その他特別の理由があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

4 校長は、前2項の規定により休業日の変更等を行ったときは、学長に報告しなければならない。

第4章 職員組織等

第1節 職員

(附属学校の職員)

第12条 各附属学校に、次に掲げる職員を置く。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 教諭

(4) 養護教諭

(5) 司書教諭（幼稚園を除く。）

(6) その他必要な職員

2 前項第7号の司書教諭については、その資格を有する教諭をもって充てる。
(職務)

第12条の2 職員は、この規程に定めるもののほか、法令及び別に定めるところにより、適正かつ円滑な学校の管理運営に努めるものとする。
(校長)

第12条の3 校長は、東京学芸大学の教授をもって充てる。

2 校長の選考及び任期は、東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第2号）の定めるところによる。

3 校長は、附属学校の校務（幼稚園にあっては、園務。以下同じ。）をつかさどり、所属職員を監督する。
(副校長)

第12条の4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

3 副校長は、必要に応じ、幼児、児童又は生徒の保育又は教育をつかさどる。
(主幹教諭)

第12条の5 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。
(附属幼稚園竹早園舎の主事)

第13条 附属幼稚園竹早園舎に主事を置く。

2 主事は、当分の間、附属竹早小学校長が兼務し、園長の職務の一部を代理する。
(附属高等学校大泉校舎の主事)

第14条 附属高等学校大泉校舎に主事を置く。

2 主事は、当分の間、附属国際中等教育学校長が兼務し、校長の職務の一部を代理する。
(附属特別支援学校の各部の主事)

第15条 特別支援学校の各部に主事を置き、その部に属する教諭をもって充てる。

2 主事は校長が命じ、学長に報告しなければならない。
(主任等)

第16条 小学校に教務主任、学年主任及び保健主事を、中学校、高等学校及び中等教育学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を、特別支援学校に教務主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 各附属学校に研究主任及び教育実習主任を置く。研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、それぞれ、第2条に定める附属学校が行う研究協力又は教

2 前項各号のうち養護教諭については、幼稚園には、当分の間、これを置かないことができる。

3 第1項第5号の司書教諭については、その資格を有する教諭をもって充てる。
(職務)

第13条 職員の職務は、この規程に定めるもののほか、法令及び別に定めるところによる。

(副校長)

第14条 教頭は、校長があらかじめ定める範囲内において校長の職務の一部を処理するものとし、副校長（幼稚園にあっては、副園長）を称するものとする。

(附属特別支援学校の主事)

第15条 特別支援学校の各部に主事を置き、その部に属する教諭をもって充てる。

2 主事は校長が命じ、学長に報告しなければならない。
(主任等)

第16条 小学校に教務主任、学年主任及び保健主事を、中学校、高等学校及び中等教育学校に教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を、特別支援学校に教務主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 各附属学校に研究主任及び教育実習主任を置く。研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、それぞれ、第2条に定める附属学校が行う研究協力又は教

育実習の実施に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。

3 主幹教諭が前2項に定める主任等の担当する校務を整理する場合は，当該主任等を置かないことができる。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか，必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。名称及びその職務は，校長が定める。

5 主任等は校長が命じ，学長に報告しなければならない。

第2節 人事 〔省略〕

第3節 職員会議

〔省略〕

(組織)

第21条 職員会議は，次に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 主幹教諭

(4) 教諭

(5) 養護教諭

(6) 栄養教諭

(7) 事務職員

(8) その他校長が必要と認めた職員

〔省略〕

第4節 学校評議員 〔省略〕

第5節 国際中等教育学校経営会議 〔省略〕

第6節 事務室 〔省略〕

第7節 校則 〔省略〕

第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議

第1節 附属学校運営部

〔省略〕

(附属学校運営参事)

育実習の実施に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。

3 前2項に定めるもののほか，必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。名称及びその職務は，校長が定める。

4 主任等は校長が命じ，学長に報告しなければならない。

第2節 人事 〔省略〕

第3節 職員会議

〔省略〕

(組織)

第21条 職員会議は，次に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 教諭

(4) 養護教諭

(5) 事務職員

(6) その他校長が必要と認めた職員

〔省略〕

第4節 学校評議員 〔省略〕

第5節 国際中等教育学校経営会議 〔省略〕

第6節 事務室 〔省略〕

第7節 校則 〔省略〕

第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議

第1節 附属学校運営部

〔省略〕

(附属学校運営参事)

第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き、
本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。

2 運営参事は、副学長の監督の下に、附属学校の運営に関する業務を処理する。

3 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。

4 運営参事の任期は2年以内とし、1回に限り再任されることができる。ただし、
65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。

5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。
(附属学校支援室)

第35条の2 運営部に、附属学校及び附属学校教員を支援し、円滑な学校運営に
資するため、附属学校支援室（以下「支援室」という。）を置く。

2 支援室に関し必要な事項は別に定める。

第2節 附属学校運営会議

〔省略〕

(任期)

第39条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

第6章 附属学校校長・副校長会

〔省略〕

(補則)

第48条 この規程に定めるもののほか、校長・副校長会の運営等に関し必要な事
項は、別に定める。

第7章 雑則 〔省略〕

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 第12条各号の職員のうち主幹教諭及び栄養教諭については、特別の事情のある
ときは、当分の間、これを置かないことができる。

3 この規程施行の際、現に附属幼稚園竹早園舎の主事又は附属高等学校大泉校舎の
主事である者は、改正後の第13条又は第14条の規定により就任したものとみなす。

第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き、
本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。

2 運営参事は、副学長の監督の下に、附属学校の運営に関する業務を処理する。

3 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。

4 運営参事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、65歳に達した日の属す
る年度の末日を超えることはできない。

5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 附属学校運営会議

〔省略〕

(任期)

第39条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

第6章 附属学校校長・副校長会

〔省略〕

(補則)

第48条 この規程に定めるもののほか、校長・副校長会の運営等に関し必要な事
項は、校長・副校長会に別に定める。

第7章 雑則 〔省略〕

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：副校長、主幹教諭及び栄養教諭の新設に伴う改正、その他所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）第17条第3項の規定に基づき、附属学校教員の選考に関し必要な事項を定める。 (用語の定義) 第2条 この規程において「附属学校教員」とは、<u>副校長（幼稚園にあつては、副園長。以下同じ。）</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭及び栄養教諭</u>をいう。 (附属学校教員の選考) 第3条 <u>附属学校教員</u>の選考は、運営規程第17条第1項の規定に基づき、学長が行う。 (選考の基準) 第4条 <u>附属学校教員</u>の選考は、東京学芸大学附属学校教員選考基準（平成18年11月2日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行われなければならない。 2 前項の選考基準は、別に定める。 第2章 <u>副校長候補者の選考</u> (副校長候補者の選考) 第5条 <u>副校長候補者</u>の選考は、<u>副校長</u>の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長が<u>副校長候補適格者</u>として附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）に推薦した者1名について、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）が行う。 2 <u>副校長候補適格者の推薦に当たっては、あらかじめ教員候補者選考申請書を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。</u> 3 運営参事は、当該校の長から<u>副校長候補適格者</u>の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。 4 当該校の長は、<u>副校長候補適格者</u>を推薦した経緯について、<u>副校長候補者選考調書及び副校長候補者選考資料</u>を添えて、運営会議に報告しなければならない。 5 <u>副校長候補者</u>の選考は、運営会議において<u>面接のうえ</u>、単記無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 6 前項の選考において、<u>副校長候補者</u>が選考されなかったときは、当該校の長は、	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）第17条第3項の規定に基づき、附属学校教員<u>（以下「教員」という。）</u>の選考に関し必要な事項を定める。 (用語の定義) 第2条 この規程において「附属学校教員」とは、<u>教頭</u>、<u>教諭</u><u>及び養護教諭</u>をいう。 (教員の選考) 第3条 <u>教員</u>の選考は、運営規程第17条第1項の規定に基づき、学長が行う。 (選考の基準) 第4条 <u>教員</u>の選考は、東京学芸大学附属学校教員選考基準（平成18年11月2日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行われなければならない。 2 前項の選考基準は、別に定める。 第2章 <u>教頭候補者の選考</u> (教頭候補者の選考) 第5条 <u>教頭候補者</u>の選考は、<u>教頭</u>の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長が<u>教頭候補適格者</u>として附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）に推薦した者1名について、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）が行う。 2 <u>教頭候補適格者の推薦は、別に定める教員候補者選考申請書により行う。</u> 3 運営参事は、当該校の長から<u>教頭候補適格者</u>の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。 4 当該校の長は、<u>教頭候補適格者</u>を推薦した経緯について、<u>別に定める教頭候補者選考調書及び教頭候補者選考資料</u>を添えて、運営会議に報告しなければならない。 5 <u>教頭候補者</u>の選考は、運営会議において単記無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 6 前項の選考において、<u>教頭候補者</u>が選考されなかったときは、当該校の長は、

他の副校長候補適格者を運営参事に推薦しなければならない。

7 前項の推薦があったときは、第3項から第5項により再度選考を行うものとする。

8 運営会議は、第5項により選考された副校長候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない。

第3章 主幹教諭候補者の選考

(主幹教諭候補者の選考)

第6条 主幹教諭候補者の選考は、主幹教諭の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長が主幹教諭候補適格者として運営参事に推薦した者1名について、運営会議が行う。

2 主幹教諭候補適格者の推薦に当たっては、あらかじめ教員候補者選考申請書を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。

3 運営参事は、当該校の長から主幹教諭候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。

4 当該校の長は、主幹教諭候補適格者を推薦した経緯について、主幹教諭候補者選考調書及び主幹教諭候補者選考資料を添えて、運営会議に報告しなければならない。

5 主幹教諭候補者の選考は、運営会議において面接のうえ、単記無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

6 前項の選考において、主幹教諭候補者が選考されなかったときは、当該校の長は、他の主幹教諭候補適格者を運営参事に推薦しなければならない。

7 前項の推薦があったときは、第3項から第5項により再度選考を行うものとする。

8 運営会議は、第5項により選考された主幹教諭候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない。

第4章 教諭、養護教諭及び栄養教諭候補者の選考

(公募)

第7条 教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の選考対象者は、原則として公募によるものとする。

(推薦委員会の開設)

第8条 教諭等の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ教員候補者選考申請書を運営会議委員長に提出し、運営会議の承認を得た後、当該校に教諭等候補適格者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を開設するものとする。

(組織)

他の教頭候補適格者を運営参事に推薦しなければならない。

7 前項の推薦があったときは、第3項から第5項により再度選考を行うものとする。

8 運営会議は、第5項により選考された教頭候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない。

第3章 教諭及び養護教諭候補者の選考

(公募)

第6条 教諭及び養護教諭（以下「教諭等」という。）の選考対象者は、原則として公募によるものとする。

(推薦委員会の開設)

第7条 教諭等の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、当該校に教諭等候補適格者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を開設するものとする。

(組織)

第9条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該校の長
- (2) 当該校の副校長
- (3) 当該校の主幹教諭

(4) 当該校の長が当該校の主任等（附属学校運営規程第16条第1項及び第2項に規定するもの）のうちから指名した者 1名

(5) 当該校の長が当該校の教員のうちから指名した者 1名（特別支援学校にあつては2名）

2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、園舎主事、副園長及び園長が当該園舎の教員のうちから指名した者1名をもって組織する。

（委員長）

第10条 〔省略〕

（定足数）

第11条 〔省略〕

（教諭等候補者の選考）

第12条 教諭等候補者の選考は、推薦委員会が教諭等候補適格者として運営参事に推薦した者のうちから、運営会議が行う。

2 教諭等候補適格者の推薦は、教諭等候補適格者選考結果報告書により行う。

3 運営参事は、推薦委員会から教諭等候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。

4 推薦委員会委員長は、教諭等候補適格者を推薦した経緯について、教諭等候補者選考調書を添えて、運営会議に報告しなければならない。

5 教諭等候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

6 運営会議は、必要があると認めるときは、推薦委員会に再審査を命ずることができる。

7 運営会議は、第5項により選考された教諭等候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない

（選考の省略）

第13条 〔省略〕

第5章 補則

（様式）

第14条 〔省略〕

（その他）

第15条 〔省略〕

第8条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該校の長
- (2) 当該校の副校長

(3) 当該校の教務主任

(4) 当該校の長が当該校の教員のうちから指名した者 2名

2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、園舎主事、副園長及び園長が当該園舎の教員のうちから指名した者1名をもって組織する。

（委員長）

第9条 〔省略〕

（定足数）

第10条 〔省略〕

（教諭等候補者の選考）

第11条 教諭等候補者の選考は、推薦委員会が教諭等候補適格者として運営参事に推薦した者のうちから、運営会議が行う。

2 教諭等候補適格者の推薦は、教員候補者選考申請書により行う。

3 運営参事は、推薦委員会から教諭等候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。

4 推薦委員会委員長は、教諭等候補適格者を推薦した経緯について、別に定める教諭及び養護教諭候補者選考調書を添えて、運営会議に報告しなければならない。

5 教諭等候補者の選考は、第5条第5項の規定により行う。

6 運営会議は、必要があると認めるときは、推薦委員会に再審査を命ずることができる。

7 運営会議は、第5項により選考された教諭等候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない

（選考の省略）

第12条 〔省略〕

第4章 補則

（様式）

第13条 〔省略〕

（その他）

第14条 〔省略〕

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に本学附属学校教員である者は、この規程により選考されたものとみなす。